

令和元年度第8回教育委員会定例会会議録

1. 日時 令和元年11月29日 午後2時25分

2. 場所 矢巾町公民館1階会議室

3. 出席委員

教育長	和田 修
教育長職務代理者	大坊 一男
委員	掛川 はるな
委員	齊藤 学
委員	漆原 祥子

4. 説明のために出席した職員

学務課長	田中館 和昭
社会教育課長	浅沼 仁
共同調理場所長	村松 康志
学務課長補佐	田村 琢也
学務課総務係長	照井 和歌子

5. 開会

午後2時25分、令和元年度第8回教育委員会定例会を開催する旨を宣した。

6. 委員点呼

委員全員の出席を確認し、会議が成立する旨述べた。

7. 会期の決定

11月29日の一日と決定する。

8. 報告

○教育長

それでは4. 報告に入ります。報告第18号「矢巾町教育委員会の活動報告について」、事務局より説明をお願いします。

○学務課総務係長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

○教育長

報告第18号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

9. 議事

○教育長

それでは、5. 議事に入ります。議案第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく「矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例（案）」に対する意見について、事務局より説明をお願いします。

○学務課総務係長

別紙資料に基づき朗読する。

○学務課長

別紙資料に基づき説明する。

4 ページをお開きください。町議会から「矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例（案）」に関して意見を求められておりますが、先ほど説明しましたとおり法律に則った手続きになるものでございます。まず、機構改革の全体像からお話ししたいと思いますので、8 ページをお開きください。前回の教育委員会連絡協議会で概略についてお話しさせていただきましたけれども、今般、大体の枠組みが決まりましたのでそれについて説明いたします。この表の中の赤字のところが今回の機構改革で変わる部分でございます。教育委員会に関係する大きい部分をお話ししたいと思いますが、町長の執行機関の枠の中に赤字で「文化スポーツ課」というところがございます。これは、基本的に今の教育委員会にあります社会教育課がこちらに変更になります。それから、学務課に関しては「学校教育課」ということで名称変更のみでございます。業務内容をわかりやすくする意味で変更になるものでございます。それから、教育委員会の執行機関の中に「子ども課」とございますが、今「福祉・子ども課」ということで庁舎1階にあるのですけれども、福祉と子ども関係を分離しまして、子ども関係の係と、さわやかハウスに入っています子育て支援センターとを合体して子ども関係の業務を行う課ということで新たに設置するものでございます。どちらかと言いますと、小学校に入る前の幼稚園・保育園の関係の部署でございます。

今回の「文化スポーツ課」が新しく出来て、それに関して様々な法的な手続きが必要になるのですが、次の9 ページをお開き願います。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条の中に、教育委員会の事務を地方公共団体の長が直接出来るということが法律で認められておりまして、そのためには条例を作ることとなっております。教育委員会の事務を何でも出来る訳ではございませんけれども、こちらに書いてあるとおり、図書館、博物館、公民館など社会教育に関する教育機関の関係、スポーツに関すること、文化に関すること、文化財の保護に関すること、こういったものが条例を作ることによって直接町長が事務を執り行うことが出来るということになります。これに関しての条例を作る際には、第23条第2項の部分なのですが議会の方の手続きといたしまして、条例の制定の議決をする前に教育委員会の意見を聴かなければならないと法律にありますので、今回議案として提出させていただくものでございます。5 ページに今回議会に提案する条例案をお示ししておりますが、法律に載っている市町村長が条例を作ることによって出来る事務はすべて町長の方で行うということになります。ただ、これ以外の部分、現在社会教育課で行っている生涯学習の関係ですとか、そういった分野もございますけれども、それに関しては新しい文化スポーツ課で行うのですが、条例を作った公民館やスポーツ、文化に関する分は、今後町長の名前で文書ですとかが出るということになります。今までは教育委員会では教育長の名前で出ていたのですが、それが町長が直接事務を行うこととなりますので、町長の名前ですべて行いますので基本的には教育委員会の名前は出てこないこととなります。それ以外の部分に関しては、教育委員会の業務は残るのですが、実際にこれを分けてやるとなると効率も悪いですので、文化スポーツ課でやっていただきますが、町長部局に行くのですけれども教育委員会の名前で事務を行うということになります。

内部的には複雑になるのですが、いずれ文化スポーツ課で今の社会教育課でやっている業務は一括して行う形になります。そこで、議会から意見を求められておりますので、各委員さんから、今回町長部局で事務を行うということに関して意見をお聞かせいただければと思いますのでよろしくお願いします。

○教育長

今説明がありましたけれども、これについては長い時間をかけて取り組んできた訳です。教育委員会の中に子ども課が入ることについては概ね理解をされましたけれども、やはり社会教育課が文化スポーツ課に変わり、そしてそれが町長部局にということについては議員をはじめ、いろいろと質問が出されました。なぜ今あるところから変更しなければならないのかということでしたけれども、これは町長の思いもありますし、それからいわゆる障害者スポーツといった場合には福祉の関係がありますし、これから徳丹城絡みのことでいうと観光とのつながりが出てくるだろうということ、それからスポーツの町やば宣言をしたけれどもこれは教育委員会が宣言したのではなくて矢巾町が宣言した、音楽の町やば宣言についても教育委員会ではなくて矢巾町が宣言したと、もっと大きな括りでこういったものに取り組んでいきたいということでの熱い思いがそこにありましたので、そのところを理解してもらったということがこの間の議会全員協議会での流れでございます。あとは今課長からも説明があったとおりですけれども、そのことを踏まえて委員の皆さんからご質問なりご意見をいただきたいと思います。

○大坊教育長職務代理者

3ページの議案なのですけれども、「条例（案）に対する意見について、議決を求める」という書かれ方なのですけれども、普通であれば意見というものが具体的にあって、それで良いのか悪いのか、そういう議決の仕方がありますよね。今回は白紙なのでしょうか。

○学務課長

委員さんからご意見とかご質問を受けた上で、それを基に、一旦時間を取らせていただいて文書に意見（案）をまとめて再度皆さんにお示ししたいと考えておりましたので、まず質問や意見をいただきたいと思っておりました。

○大坊教育長職務代理者

要するに、今まで社会教育課が行ってきた業務を町長部局に移管するというですけれども、普通、組織を改変するときというと、現状こういう問題があるんですよと、問題があるからその解決策として組織をいじるんだということもあるだろうし、今の組織体制で特に問題はないのだけれども、何かやりたいことがあるのだけれども今の体制では出来ないから、移管することによって改めて出来るようになるとか、そういうことを実行する目的なり趣旨なりというのが、なかなか町長の熱い思いということだけで具体的によくわからないというのが実感です。だから今機構改革をする必要性が具体的によく理解できないので、良いとも悪いとも言えないというのが実感です。

あと、子ども課のことについて、これは今まで町長部局にあったものを教育委員会部局の方につけるということで、それは良いのかもしれないけれども、ただ、組織的

には一緒なんだけれども物理的な場所の問題、さわやかハウスと公民館とで分かれるということで、これで問題はないのかなという心配はあります。といいますのは私の考えではないのですが、先日紫波町の侘美教育長とお話しする機会がありまして、紫波町では数年前からやっているのだけれども同じフロアに背中合わせで子ども課と学務課が同居しているというのがポイントですと、それを離してしまったら一緒にくっつける意味はないんじゃないですかというご意見でした。私はどっちがいいのかわかりません。ただそういうことを紫波町の教育長さんは仰ってましたので、そのあたりについてはレイアウトを考えると十分に検討されたのかどうか心配です。ただ形だけではなくて、紫波にいくとまだ年々職員の数を増やしているのだけれどもまだ足りないと言うんですね。だからただ形だけではなくて、職員の数とかそこまで、一人あたり何人か何十人かの子どもをみるんだという比率が矢巾では整っているのかと。ただ単にくっつけて、紫波では上手くいってるそうだからということではないのではないかと、やっぱりそういったところまで、具体的なところまで検討されたのか、今の職員で十分なのか、そのあたりが私は心配です。

○学務課長

まず一点目の文化スポーツ課についてですが、先ほど教育長からも町長の思いがあるという話をさせていただいたのですが、まずそもそも法律でなぜこういうことが認められてきたのかというところからお話しさせていただきたいのですが、基本的にはそのとおりの首長は首長の業務、教育委員会は教育委員会の業務というのはそれが本来の姿ではあるのですが、先ほど法律の条文を紹介させていただいたのですけれども、特例を敢えて設けたというのは、教育委員会で業務をやる分にはいいのですけれども、その他にも違う効果を望めるのではないかとというので法律がこのように改正になってきたという経緯があると思います。特に文化、あるいは文化財に関してもなんですけれども、観光振興ですとか、あるいは直接首長がやることによって、基本的にお金の権限等は首長の方が持っていますから、スポーツ施設もそうなんですけれども、そういった整備なども直接やれるということで、県内でいきますと八幡平市ですとか一関市、岩手県、それから今度盛岡市でもこういった形をとることが先日新聞報道で出ていたのですが、今までで全く不具合はないのですが、より違った面でも波及効果を求めたいというのが今回のこの法律が考えているところでありまして、矢巾町もやはり先ほど教育長がお話ししたとおりでありますけれども、音楽の町あるいはスポーツの町の部分もございまして、町長の熱い思いということで町長部局の方の組織としてやりたいというのが今回の機構改革の大きい文化スポーツ課の部分ではないかなと思っております。なので、今の社会教育課で何か不具合があるということではございません。

それからもう一つの子ども課の方なのですけれども、仰るとおり、窓口をどこにするかということについて議論になりました。最初は今の学務課のところに入るのはどうかということから始まったのですけれども、やはり教育委員会なので同じ場所にいた方がいいということから始まったのですが、今回の子ども課はどちらかというと、幼保のところの幼児教育の部分を強化したいという思いで考え始めたのですけれども、どうしても母子保健の部分があるということで、矢巾の場合、母子保健は健康

長寿課がさわやかハウスでやっている、母子保健と幼児部分というところもある程度密接なつながりがあるということで、すごく悩んだところです。一般のお客さんが子どもに関して相談に行った場合に、さわやかハウスにあった方が母子保健からつながる幼児教育の部分というのも同じ窓口にあった方がいいのではないかとということで、今回さわやかハウスの方で窓口を設置するというところで話を進めているところです。紫波町役場はご存じのとおりワンフロアに教育委員会の全課が入っているので、あれは正直理想なのですが、どうしても矢巾町は本庁舎、さわやかハウス、公民館と建物が分かれてしまっていますので、ちょっと紫波町と同じようにはいかないので、今矢巾町にある建物の中で出来るものの中でより良い形が今回の案ということで進めているところです。

それから職員数の部分は、なかなかお答えしづらい部分ではございますが、全体の職員数は総務課の方で行っておりますので、私たちの方ではどのように割り振る予定かはわからないところでございます。以上でございます。

○教育長

いろいろな職員がおりますので、その職員の中に非常勤も含めて入っているのであれば、例えば学校に配置されている支援員とかそういったものについては人数を増やしてきているということもありますし、そういったところでの紫波町さんは紫波町さんなりの、矢巾町は矢巾町としてそれぞれ人数の確保に努めているというところは同じだと思います。あとはどうしても紫波町の場合は、考えがあつての建物なので、建物があつてあのフロアにしたのではなくて、そこが全く違うところです。ですから矢巾町の場合は、先ほど課長が言ったとおり、こういう建物の配置なので、この中でよりどういう形がいいのかということでの悩みがあります。矛盾したところも確かにあるかもしれませんが、その中で最善のものをということで考えているのが今回の案です。

他に、委員さんから何かございますか。

○齊藤委員

必要性があるかどうかというのは私もよくわからないのですが、大坊職務代理が言ったとおり、特別何か大きな問題がはらんでいるということでもないと思います。ただ、組織の場合は、ある程度緊張感を持たせるために改革というのは必要とときがあると思います。住民の要望とか環境が変わっているとか、スピーディーに物事を処理することを考えて、住民の要望をリアルに反映させるためにはやっぱり組織を少し変えてみるというのも、必要性とは別にあってもいいのではないかと思います。緊張感を持たせて、普段見えないところが組織改正をやったことによって見えてくるというのはあると思うのです。ですから総論的なこと言えば、私は別にそれをやって駄目だったとしても、元に戻すことも出来ないことはない、やってみることに価値はあると思います。おそらく大変なスタミナがかかるけれども、緊張感が出てくるだろうし、普段見えないところも見えてくるというのはあると思うので、組織の一般的な改変というのは必要であると思います。

次に各論に入っていきますけれども、熟慮されて検討したことなので、こうじゃないかというのなかなか言えないのですが、徳丹城は教育の面から離れて町長

部局にいくということなのですけれども、それはそれでいいとは思っているのです。ただ、本来の徳丹城を保存して管理してやらなくてはならないことを疎かにして、観光の方だけに利用されてしまう方にいくような危険性ももしかしてないのかなとは私思うのです。本当はやっぱりああいうものは1,200年の歴史でずっと保存されて、そしてアピールして重要性を認識してもらおうという、観光も付屬的には出てくる話であって、観光を主にやるものではないと思うので、そこをはき違えなければいいのかなと思います。

それから、スポーツ文化課の「図書の管理」というのが赤字で書かれていまして、これは今ある図書センターを例えば図書館に格上げしたいという意識があるのか、費用がかかる面で町長部局の方に持っていったのか。赤字で書かれているということは何か目的があるかと思うのですが、図書館に格上げして冊数を増やすとか、そういう意図があるのかなとは私思って、それはいいことだとは思っていますが、それが果たしてそれでいいかどうかともわからないのですけれども。

○社会教育課長

図書の管理についてはこれまで公民館係で行ってきましたが、公民館係が無くなり、文化振興係に業務が移ったという意味での赤字だと思えます。図書センターを図書館に、ということではありません。

○齊藤委員

子ども課については、幼児教育からずっと一貫していくということなので、一緒にするということは非常に良いことだと私も思います。

それから、社会教育全般を町長部局の方に持っていくというのは、さっき言ったとおり、財政の関係もあるだろうし、スピーディーに決めていくということから言って、時代の要請で、住民の要望に応える意味から言えばいいのかなとは思っています。

文化のことで一つ聞いたかったのですけれども、特例に関する条例（案）の第2条第2号でスポーツに関しては「学校における体育に関するものを除く」と書いてありますよね。そして第3号には、文化に関するものと書いてあって、例えば学校の文化、合唱でも吹奏楽でも学校でやっている文化は広くいっぱいあると思うのですけれども、これは敢えてここに書いていないということは、これも町長の権限になるということによって理解してよろしいでしょうか。

○学務課長

あえてカッコ書きはないのですけれども、基本的に学校の中のことに關しては今までどおり学務課の方に残ると考えてもらってよろしいです。

○齊藤委員

おそらく町長のランドデザインがあつて、その中で改正してやろうということなのでよろしいのではないのでしょうか。

○学務課長

今、齊藤委員からお話があつた、本来あるべき目的、そういったものを見失わないようにということかなと思います。大坊職務代理のお話しでもあつたとおり、不具合があつたという訳ではありませんので、今までやってきたものにプラスして、新たに例えば観光振興というものとかにつなげられないかということだったので、事務局

からお話ししていいかわかりませんが、今までやってきた部分は引き続き連携してやるのかそういった部分を意見として入れるのも一つの案かなと思います。

○齊藤委員

一番、幹になるところなのでそこをやはり譲ってはいけないことだと思います。国の管理になっている施設なので大丈夫だと思いますけれども、住民の意識を高めていく必要も、文化財の保護のことに関わるでしょうから。

○教育長

その他はよろしいでしょうか。

○大坊教育長職務代理者

今ちょっと思ったのですけれども、学校教育に関しては従来どおり教育委員会ということですが、部活動というのは境目にあるものですね。要するに指導要領には載っていないとか、別に必ずしもやりなさいという訳でもないし、となると部活によって合唱部だとか吹奏楽部だとか、そういう文化的な部が活躍しておりますけれども、それはどちらの執行機関になるのでしょうか。

○教育長

学校教育課ということで、教育委員会になります。部活も含めて学校の管理下内でするので、その中で子どもたちが大会に出場し、それで権利をとって東北大会なり全国大会に行くということで、これについては当然教育委員会になります。大坊職務代理の言った境目というのは、スポ少活動です。これは学校の管理下外になるので、このスポ少を地域スポーツにということで、これがいわゆる文化スポーツ課のスポーツの方に入っていき境目のところですよ。これは連携をしていかなければいけないことです。

○大坊教育長職務代理者

音楽関係はほとんど小中学校、高校も入りますけれども、そこでいろんなところで活躍する訳ですが、それが抜けたらあまり町長部局で小中学校以外はないのではないかと、大人でも生涯スポーツとかあるのでしょうか。

○教育長

どちらかというと、生涯スポーツの方だと思います。一生涯の方と、それから障害者スポーツという、この二つのところがこれから力を入れていくということになると、いわゆる健康のまちやはばというところのコンセプトがありますから、それに関係するスポーツという風になると思います。

○大坊教育長職務代理者

教育委員会には直接関係ないのですけれども、私はよく今の農林係と関連があるのですけれども、4年前位に農林課と商工観光課というのが合体して産業振興課となっていて、それからそんなに年数が経っていないのに今度は農林振興係という、そうするとこちらから言うと、あれ、なんだっけとなります。

○教育長

いずれ今、課の部分についてはある程度固まって、その次は係ということ、それから業務内容、それからどこにどういう配置をするか、それについてはこれからまだ話し合いを持っていくところなので一つの意見として伺っておきたいと、思います。

○掛川委員

児童館が子ども課の担当になっているのですが、今は学務課が担当だと思いますが、その前が福祉・子ども課が担当だった気がしましたけれども、また戻る感じでしょうか。戻る理由は何でしょうか。

○学務課長

本来は児童館は福祉分野でしたので、前の担当は福祉・子ども課であったのですが、基本的に小学校単位で児童館がありますので、教育委員会でやった方がより現実味があるのではないかということで今学務課でやっているのですが、今回子ども課が教育委員会にきますので、そうであれば本来の部署に戻してやってもいいのではないかということで、ここについても協議したのですが、どうしても児童館は福祉行政の色が濃いので子ども課に戻すような形で今考えておりました。

○漆原委員

児童館は社会福祉協議会ではないのですか。

○学務課長

実際は町の直営でやるべきものなのですが、それを今は指定管理という形で、社会福祉協議会が3カ所、NPO 法人ゆりかごが1カ所ということで2法人に指定管理をお願いしています。

○教育長

これは2年前に、いわゆる矢巾東小学校で取り組んだ「学校施設を使って」児童館事業を行うということが出てきたので、福祉・子ども課よりも学務課がつながりが強くなるだろうということでそういう風にしました。でも今回、先ほど課長が説明したとおり、学校教育課と子ども課ということで一緒になりますので、元に戻そうということになっているということです。

○教育長

その他はよろしいでしょうか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それではここで休憩を入れまして、事務局で意見書の案を作成してまいります。

休憩 15時10分

再開 15時22分

○教育長

再開します。意見書（案）について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長

条例を制定することによって、先ほど条例（案）にありました4つの事務に関して、これを町長が管理、執行することについてですが、先ほどいただいたご意見を含めまして、「これまでの実績をもとに、さらなる発展を図ることが期待できることから、異議ありません」ということで、今までの実績と、新しい発展というところを文字として入れさせていただいて、結果として、教育委員会としては異議がないという内容の文案にまとめましたので、ご意見をいただきたいと思います。よろしくお願いま

す。

○教育長

今、説明がありましたけれども、これについてご意見等ありますでしょうか。簡潔にまとめさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

〈意見等なし〉

○教育長

それでは、お諮りいたします。議案第4号「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第23条第2項の規定に基づく「矢巾町教育委員会の職務権限の特例に関する条例（案）に対する意見について」は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〈全員異議なしの声〉

ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり承認することといたします。

10. その他

○教育長

6. その他に入ります。報告（1）町内小中学校における事故・問題行動等の発生状況について、事務局より説明をお願いします。

○学務課長

別紙資料に基づき朗読し説明する。

いじめ事案の各レベルの分類があるのですが、レベル4の部分なのですが定義を見直したいと思っております。「重大事態あるいは重大事態が疑われるレベル」ということで、より高いレベルのものであるということ、重大事態というのは長期欠席ですとか、重大な被害、あるいは保護者からの申し立てがあった場合を想定しておりますけれども、次回からこの部分をこのようにもう少し具体的な説明にしたいと思っております。

前回までの資料と変わっているところがございまして、前回までは児童生徒個人の具体的な情報が載ったものを載せていたのですが、かなり個人情報の部分が多く、基本的この定例会は公開でございますので、これまでの個人情報の部分については連絡協議会の資料の方に移させていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○教育長

先ほどレベル4の定義について、変えていきますということで説明がありました。これは矢巾中学校で7月にレベル4が3件というのがあります。これは前の定義に従って、保護者と呼んで指導ということだったのでレベル4に記入したということですが、でも保護者と呼んで指導というのは他の学校でもあるんです。これは矢巾中学校で忠実に定義に従ってレベル4のところに記載したということで、中身を聞くとこれは重大事態ではないということで、これからのところでは遡って訂正したいと思ひますので、ご了解願ひたいと思ひます。よろしいでしょうか。

〈全員異議なしの声〉

○教育長

報告（１）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（２）社会教育課関係事業について、事務局より説明をお願いします。

○社会教育課長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（２）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、報告（３）学校給食共同調理場運営状況について、説明をいたします。

○共同調理場所長

資料の差し替えをよろしくお願いします。

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

報告（３）について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

○掛川委員

インフルエンザなどで学級閉鎖になった際に、給食の残菜に響くのかなと思ったのですが、学級閉鎖になった場合に給食はどのようなになっているのでしょうか。

○共同調理場所長

学校から届け出があって３日目からは食材をストップさせることが出来るのですが、翌日、翌々日は発注済みということになります。３日目以降は給食費も返還になります。残菜量につきましては、連絡があればその分は減らして出すことも出来ますので、ある程度抑制することも出来ますが、そこは学校との連携次第でございます。これはインフルエンザに限らず、例えば学校で大きな行事があった場合に、学校からあらかじめ連絡があればその分減らして出すことも出来るのですけれども、そのことをこちらから学校に上手く伝えていなかったことがありましたが、今は残菜減につながるような働きかけは出来ると思います。

○教育長

他にございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

次に、行事予定について、事務局より説明をお願いします。

○学務課総務係長

別紙資料に基づき説明する。

○教育長

その他ございませんか。

〈全員なしの声〉

○教育長

それでは、以上をもって本日の会議を終了いたします。

(午後 3 時 3 7 分)

以上、会議の概要を記録しここに署名する。

令和 年 月 日

矢巾町教育委員会

教育長

教育長職務代理者

委 員

委 員

委 員